

## 2. 中小企業等グループ補助金の病院・診療所への適用（熊本地震で適用）

熊本地震による被災病院・診療所についても、一定の要件に該当すれば、中小企業庁所管の「グループ補助金（正式名称：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）」の補助対象となりました。

具体的には、中小企業等グループの構成員として県の認定を受けた復興事業計画に位置づけられれば補助対象となり、医療法人のみでグループを組んだ場合も補助対象となります。

	3 / 4 補助（国 1 / 2， 県 1 / 4）	1 / 2 補助（国 1 / 3， 県 1 / 6）
病院・診療所	従業員 300 人以下	従業員 300 人超 2000 人以下
薬局	従業員 50 人以下又は資本金 5000 万円以下	資本金 10 億円未満
※医療施設等災害復旧費補助金は国 1 / 2 補助		

### (1) 助成対象となるグループの考え方は、下記の通り。

医療機関で想定されるグループの考え方	
医療機関で想定されるグループの機能としては、地域の基幹産業集積型（※）であり、想定されるグループ例は以下のとおり。	
（※） 地域の基幹産業集積型とは、一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用・コミュニティの維持に不可欠なグループ。	
＜グループ例＞	
① 在宅当番医や在宅歯科当番医グループ	休日や夜間などは、医師会や歯科医師会が中心となって在宅当番医制病院・診療所・歯科診療所等グループをつくり、当番を決め、〇〇地域の医療需要に応じた救急対応を実施する体制を構築する。
② 単科診療所グループ	内科、外科及び歯科などの単科診療所がグループをつくり、〇〇地域の総合病院的な役割を担う。
③ 病診連携（地域医療）	熊本県保健医療計画に基づき、病診連携や高次歯科医療機関と一般の歯科診療所が連携を行い、〇〇地域の医療提供体制を構築する。
＜医療関係者養成所施設（看護師等、理学療法士等、歯科衛生士）のグループ例＞	
① 新入職員研修連携グループ	養成所と病院及び診療所等がグループを形成し、養成所施設の施設・設備及び人材や医療機関の知見を活用し、グループを構成する医療機関に入植した医療関係者に対する研修を行う。
② 女性活躍復職支援連携グループ	ア 養成所と病院及び診療所等がグループを形成し、養成所の施設・設備及び人材や医療機関の知見を活用し、女性医療関係者の復職支援に資する研修を行う。 イ 女性医療関係者の復職支援に資するイベントや勉強会の開催、リーフレットの作成等普及啓発を行う。

### (2) グループの組み方などに関する例示は、下記の通り。（2016年8月18日）

#### 【前提】

- ① グループ補助金の交付を受けるためには何らかの関係性を有する複数（2者以上）の中小企業者等が参加するグループの「復興事業計画」を県に申請し、認定を受ける。  
※法人格は別だが、代表者が同一又は出資額が1/2を超える場合は同一法人とみなされ、複数（2者）にならない。具体的には、A医療法人とB社会福祉法人の代表者が同一の場合、A医療法人とB社会福祉法人の2者では「グループ」とみなされません。最低もう1者と組むことが必要です。
- ② 大事なことは、各メンバーが、同じ目的に対して共同して取り組む内容をグループとして定めていることです。（以下「2 復興事業計画の内容（例）」で取組例を説明）

## 【組み方の例】

- ① 地域の医療提供体制を維持・充実していくため次のような組み方が考えられる。
  - ア これまでも共同した取組を実施している医療法人でグループを組む場合
  - イ 上記アに、新たな医療法人を加えてグループを組む場合
  - ウ 新たに共同した取組を実施する医療法人でグループを組む場合
    - ・上記文中、「医療法人」を「病院」、「診療所」、「歯科診療所」、「老人保健施設」、「医療関係者養成所」とそれぞれ読み替えること又いずれかを組み合わせることも可
- ② 上記①のエリアとしては、次のようなエリアが考えられる。
  - ア 全県単位
  - イ 郡市単位
  - ウ 複数の市町村による地域
  - エ 市町村単位（中学校区等） 等

## (3) 復興事業計画の内容の例は、次の通り。

### 【前提】

復興事業計画には、グループで共同して行う取組を通じて何をを目指すのか、明確にすることが必要。

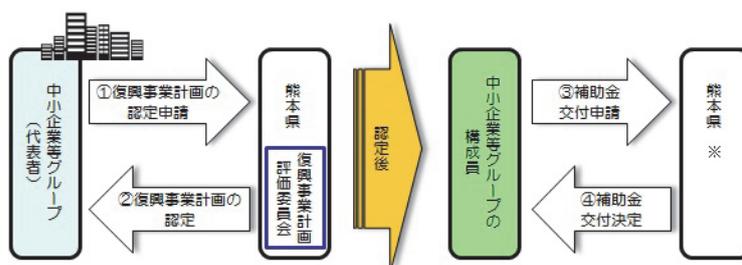
### 【グループで取り組む共同して行う取組の例】

「地域コミュニティの維持・充実」を目標にした場合、医療機関等の関わり方としては、次のような取組が考えられる。

- ① 急性期から慢性期、在宅医療等（老人保健施設を含む）へ、患者の状態に応じ、効果的な医療を提供するための連携を充実（クリティカルパス、医療と介護の連携等）
- ② 夜間、休日における医療提供の充実（在宅当番医制、病院群輪番制の医療機関による一次、二次救急医療を医療機関の連携により充実させる）
- ③ 災害等を想定し、BCP（業務継続計画）の一部として医療提供体制の相互応援体制の整備を促進
- ④ 「健康づくり」や「予防」等、住民に身近なテーマとする講座を共同で実施
- ⑤ 医療関係者養成所の県外就業比率の高さが課題となっていることから、実習先となる医療機関や老人保健施設等との連携を強化し、養成所卒業後、県内の医療機関等で就業する取組を強化 等

## (4) 申請

- (1) 複数の中小企業者等から構成される集団（中小企業等グループ）が実施する「復興事業計画」の認定を受けます。
- (2) 認定後、中小企業等グループの構成員がそれぞれに補助金交付決定を受けます。



※補助金交付決定に際しては、九州経済産業局による審査があります。

※ 相談は、県医療政策課